

■ 第6回 多摩川流域セミナー

機能空間区分の設定に向けて

主催：多摩川流域懇談会

● 日時

・・・ 2000(平成12)年9月14日（木） 18:00～20:30

● 内容

今回の多摩川流域セミナーは、河川敷の機能についての考え方や「多摩川市民行動計画」について話題提供があります。

ディスカッションでは、前回までの課題を踏まえて討議したいと思います。

● 話題提供

(1) 防護ラインの設定について 常山 修治（京浜工事事務所調査課長）

(2) 機能空間区分の設定 山田 政雄（京浜工事事務所河川環境課長）

(3) 多摩川市民フォーラム計画づくりの中間報告 神谷 博（多摩川市民フォーラム）

● ディスカッション

・・・ まとめに向けて 進行：山道 省三（多摩川流域懇談会事務局）

■ 第6回 多摩川流域セミナー 開催報告

機能空間区分の設定に向けて

主催：多摩川流域懇談会

平成12年9月14日（木）に第6回多摩川流域セミナーが開催されました。

当日は、平日にもかかわらず約110名もの人に参加していただき、整備計画の策定に向けての議論が行われました。

現在策定に向けて、取り組んでいる"多摩川河川整備計画"に関連した話題（議事次第参照）を事務局から説明し、今後の進め方も含めて様々な議論がなされました。



主な議論の内容としては

- ・ 洪水時等の流出土砂を、"防護ライン"の中でどの様にどう処理していくのか？
 - － 川の中の土砂は、基本的にその川で処理するのが原則。治水上の安全度が低いところから整備するために土砂を使う。
 - ・ 河川敷で一部立ち入り禁止地区となっている地域は、一般開放すべきなのでは？
 - － 開放に向けて、協議している。
 - ・ "リバービオコリドー"の考え方は良い。
 - ・ 河川敷を機能空間ごとに区切ってしまった時移動する種の保全是、どう考えるのか？そうした種の特異性も考えて機能空間を考えているし、今後見直ししていく中で、柔軟に対応したい。
 - ・ 計画のあり方について、国、自治体と市民の役割が明確ではないので、現時点で、自治体としては、今後の進め方を模索している状態。
 - ・ これまで2年間、市民と行政が共に整備計画づくりに取り組んできて、ようやく形になりつつあるので、早く作業を進めて整備計画を策定させて欲しい。
- 等の整備計画に関連した意見がありました。また、その他にも、
- ・ 現在、市民フォーラム行っている3つの専門部会（安全な川づくり、飲める水にする、いきもの・学習）を懇談会として取り組んでいくのもいいのでは？
 - ・ 市民計画の対象区間は、直轄だけなのか、源流まで入るのか？
 - － 流域で考えるので、源流まで入る。
 - ・ 浅川、野川などの支川について、どの様に今後議論していくのか？
 - － 都としては、支川毎にプロジェクトを組んで取り組んでいる。今後全ての支川で取り組んでいく。
- などの意見がありました。

また、今回のセミナーでは、機能空間区分の設定について、これまでいただいた要望や意見を踏まえ、河川敷の利用について具体的に図面で示しました。

今後、自治体でもこの図面はご覧になれます。詳細については、話題提供2機能空間区分をご覧下さい。

次回のセミナーでは、今回いただいた意見やこれまでの取り組みを踏まえ、多摩川河川整備計画の原案（草案）を提示したいと考えております。



■ 第6回 多摩川流域セミナー 配付資料

機能空間区分の設定に向けて

主催：多摩川流域懇談会

防護ラインの設定について

● 防護ライン設定の前提

- ・ 基本方針で定めた計画高水流量を安全に流す(Quantity)
- ・ 堤防の安全性を確保(Quality)

河道形状の管理



↑ 配慮

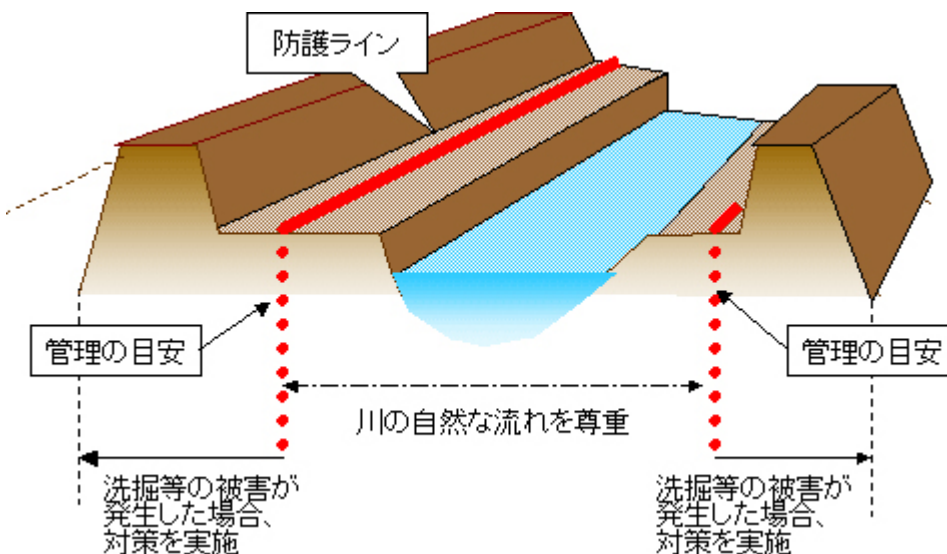
- ・ 洪水時期の利用状況 ・ 現況の河道状況 ・ 超高速流の発生 など

● 防護ラインとは？

河道形状の管理を行う上での目安を結んだ放線 → 防護ライン

防護ラインの設定イメージ

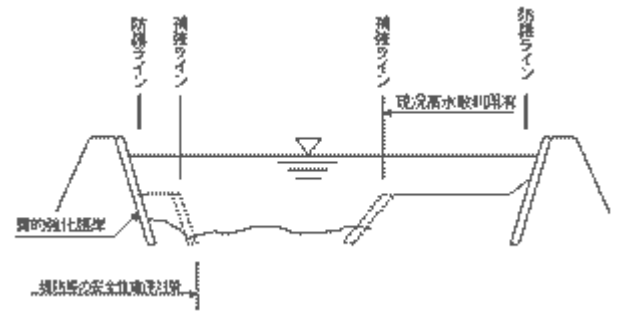
- ・ 水際の多様な環境を維持するため、防護ライン間については、整備計画目標の洪水を安全に流下させるための断面が確保されている場合においては、川の自然な流れを尊重。
- ・ ただし、治水対策を行う場合でも、環境に十分配慮して対策を実施。



特殊防護区間(湯殿川上流)について

- ・ 勾配、河積、川幅、みお筋の変動により、防護ラインを堤防前面に設定 → 特殊防護区間を設定
- ・ 特殊防護区間内において
 - ・ 整備計画においては、洪水時の超高速流に対する堤防等の安全性に配慮し必要に応じて設定 → 補強ラインを設定
 - ・ 水衝部、高水敷利用状況等を鑑みて補強ラインを設定する。
 - ・ 但し、横断的な位置の決定は行わない。

・重要防護区間内のイメージ図



防護ライン等の重要度等により実施する河川工事

ランク	計画的整備 維持整備及び災害復旧	占用工事
特A	計画的に対策を実施。	現位置原形復旧又は改良復旧を実施。占用工事に伴い占有者が対策を実施。
A	対策を実施。	現位置原形復旧。(必要に応じ、多自然型護岸で施工) 占用工事に伴い占有者が対策を実施。
B	災害等により、必要高水敷幅が確保されなくなった場合、ランクAに見直し、又はBとして復旧。	河川管理者がBとして復旧する場合に限り実施。なお、その対策工法等については検討。占用工事に伴い占有者が対策を実施(必要に応じ隠し護岸等を施工)。
C	災害等により、必要高水敷幅が確保されなくなった場合、ランクAに見直し。	対策を行わない。占用工事に伴い占有者が対策を実施(必要に応じ隠し護岸等を施工)。
D	対策を行わない。	河道の異常埋塞や人家に危害が生じるおそれがある場合等に対策を実施。占用工事に伴い占有者が対策を実施。
補強ライン	滞筋が変化した場合、水衝部等において一連区間の対策を実施。	滞筋が変化した場合、水衝部等において一連区間の対策を実施。(災害復旧では、現位置原形復旧又は改良復旧)

河川整備計画に関わる機能空間区分の設定(原案)について

(1) 背景

- ・治水計画(防護ライン)
- ・利用状況の変化
- ・自然環境の変化
- ・川に対するニーズの変化

(2) 基本的な考え方

昭和55年策定の「多摩川河川環境管理計画」は、多摩川の自然環境の保全と秩序ある利用を規定した計画であり、歴史的にその果たしてきた重要な役割を認識し、これをベースとして再整理を行う。

基本方針

1. 多摩川と市民とのふれあいの場を提供する。

再整理の基本的な考え方

- ・人工系の利用は、盛んに利用されている実績があるか、多くの市民の要望がある個所のみを設定する。

・身近な自然とのふれあいの場を確保する。

2. 多摩川らしさを維持していく

再整理の基本的な考え方

・多摩川らしい貴重な自然や景観を保全するための空間を設定する。

3. 多摩川らしさを活用していく

再整理の基本的な考え方

・多摩川の自然を、自然学習や自然観察などに活用するための空間を確保する。

(3) 作業フロー

要素図の作成

- ・治水計画図の作成
- ・利用状況図の作成
- ・自然環境図の作成
- ・要望図(市民アクション、ふれあい巡視)の作成

+ S55機能空間区分



重ね合わせチェック項目

- ・治水計画面からの整理
- ・利用状況面からの整理
- ・自然環境面からの整理
- ・要望(市民アクション、ふれあい巡視)からの整理
- ・水面利用との整合



各要素間の調整



原案作成

(4) 機能空間区分について

具体的な河川利用又は保全の内容を示すものとして、8つの機能区間の種別の内容及び性格を以下に示す。

機能空間

1. 避難空間

沿川住民が災害時に避難するための安全な広場を確保しようとする要請にこたえる機能空間(2, 3, 4及び必要に応じ、他の機能空間と重複するものとする)。

2. 地先施設レクリエーション(Rec)空間

沿川住民のための人工的な施設利用の余暇レクリエーション空間を意味し、例えば児童公園、近隣公園等に対する要請にこたえる機能空間(芝生、ベンチ、花壇などを主体とする)。

3. 広域施設レクリエーション(Rec)空間

総合公園、広域公園的な利用を望む広域住民からの要請にこたえる機能空間。(自由広場、ねころび広場、催しもの広場、ボート場、交通公園などを主体とする)。

4. 運動・健康管理空間

運動公園、健康管理施設的な利用を望む広域及び沿川住民からの要請にこたえる機能空間。(運動広場、野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコート、ゴルフ場、ゴルフ練習場、サイクリングコースなどを主体とする)。

5. 自然レクリエーション(Rec)空間

多摩川の自然とのふれあいを対象としたレクリエーション利用を望む広域及び、沿川住民からの要請にこたえる機能空間。(野草広場、ピクニック広場、オリエンテーリング、水遊び、ハイキングなどを主体とする)。

6. 文化・教化空間

多摩川の自然とのふれあいを対象とした文化、教化空間に対する広域及び沿川住民からの要請にこたえる機能空間。(自然観察広場、野鳥園、昆虫採取、野草園などを主体とする)。

7. 情操空間

身近な自然を保全もしくは保護することで、住民の情操観念の育成に資する機能を有し、沿線地域からの要請にこたえる空間。(人為的な改変などを行わず、自然のままの状態であるところ)。

8. 生態系保持空間

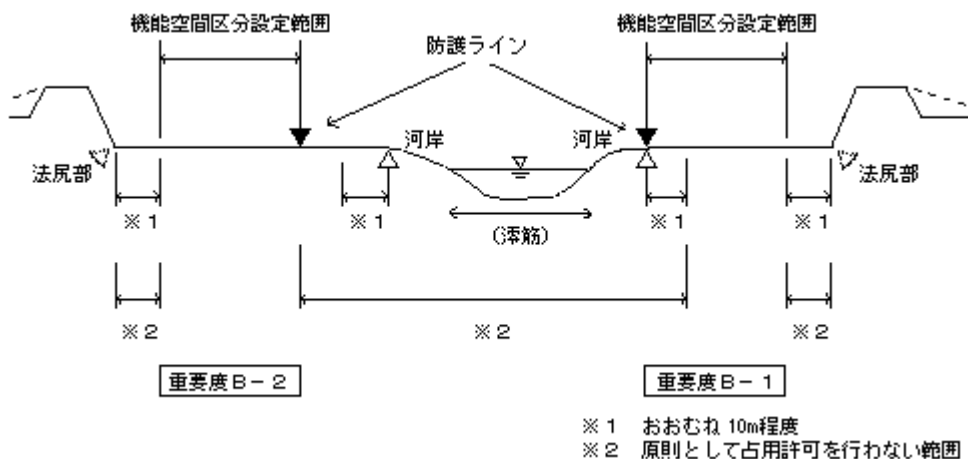
全人類の見地から、学識経験者等によって価値づけられる、広域的に見た貴重な生態系を保持しようとする空間。このために、河川法施行令(H9改正)でいう「動植物の生息又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域」に指定もしくは準ずることを前提とするとともに、本来の生態系の回復に努める。

(5) 機能空間区分の原則的な設定の考え方

5-1 多摩川本川

・「防護ライン」より滞筋側は洪水により地形が変化しやすいこと、および治水対策の必要性から、機能空間区分の設定は行わない。また、堤防の維持管理上、必要な堤防の法尻部も設定は行わない。

水面利用の盛んな下流部については、水面、水際部を対象として利用区分を設定する。



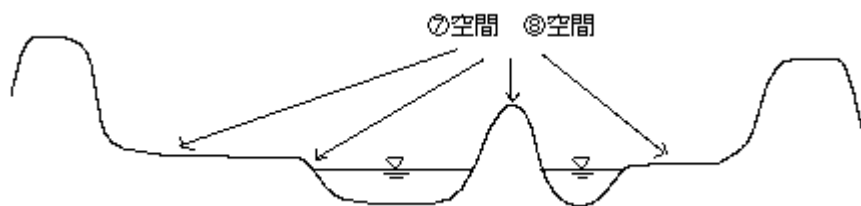
占用許可については、原則として

1.堤防の法尻部および河岸部分のおおむね10m程度(*1)

2.「防護ライン」の滞筋側

はグランド等の占用許可は行わない。(ただし、1「重要度B-2」の「防護ライン」では、滞筋側に相当な高水敷が既に存在することから、20~30年程度の期間、高水敷利用が可能とされる既占用地に

については、引き続き流水の支障とならない形態で占用可とする。2. 多摩川とのふれあいを増進する水際活動に伴う施設については、調整の上、占用可とする)



7.情報空間、8.生態系保持空間については、「防護ライン」に関係なく水際まで機能空間区分の設定を行う。

なお、8.生態系保持空間については、河川法施行令(H9改正)でいう「動植物の生息又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域」に指定もしくは準じた区間とする。

- ・治水計画に示した掘削箇所は定期的に土砂が堆積する箇所であり、機能空間区分の設定は行わない。

なお、その他の区間において、「防護ライン」の滞筋側で治水対策が必要な場合は、環境に十分配慮して対策を行う。

河川法施行令16条4項

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

第16条の4 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

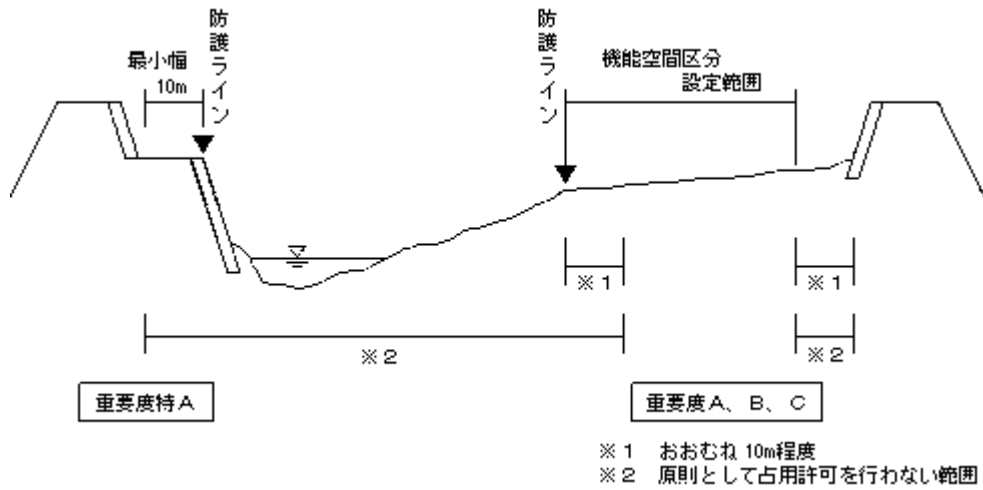
三 次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること。

イ. 河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

5-2 浅川

1. 湯殿川合流点下流について

- ・「防護ライン」より滞筋側は洪水により地形が変化しやすいこと、および治水対策の必要性から、機能空間区分の設定は行わない。また、堤防の維持管理上、必要な堤防の法尻部も設定は行わない。



占用許可については、原則として

1. 堤防の法尻部および河岸部分のおおむね10m程度(*1)で
2. 「防護ライン」の滞筋側

はグラウンド等の占用許可は行わない。(ただし、浅川とのふれあいを増進する水際活動に伴う施設については、調整の上、占用可とする)

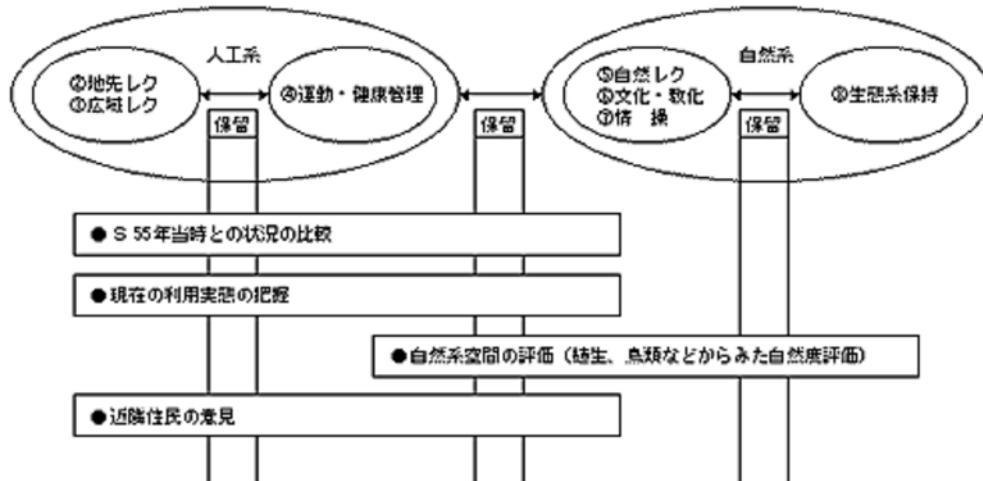
- ・ 7.情報空間は、「防護ライン」より滞筋側についても自然状況を勘案し、機能空間区分の設定を行う。
- ・ 治水計画図に示した掘削箇所は、機能空間区分の設定は行わない。
 なお、その他の区間において、「防護ライン」の滞筋側で治水対策等が必要な場合は、環境に十分配慮して対策を行う。

2. 湯殿川合流点上流について

- ・ 滞筋側が安定しない河道特性のため、機能空間区分の設定を行わない(ただし、1. 河川敷利用が可能とされる既占用地については、引き続き流水の支障とならない形態で占用可とする。
 2. 浅川とのふれあいを増進する水際活動に伴う施設については調整の上、占用可とする)。
- ・ 治水対策等が必要な場合は、環境に十分配慮して対策を行う。

(6) 保留区域等の機能空間区分設定フロー

保留区域等の整理



(7) 保留区域等の具体的な再整理方針

1. 人工指向空間(2.3.4空間)への変更について

- ・ 現行区分以外の人工系の利用が盛んである。
- ・ 人工系の利用が長年の間定着している。
- ・ 多くの市民の要望がある。
- ・ 河川敷以外に代替する適地が、地元でない。
- ・ 利用のルールとして、
 - 1.万人が使える日が適切にあること。
 - 2.裸地化を極力さけること。
 - 3.農薬等は使用しないこと。などを設ける。

2. 自然指向空間(5.6.7空間)への変更について

- ・ 現況で比較的自然而が豊かな空間になっている。
- ・ 人工指向空間の設定を受けながら、整備されておらず、利用もされていない。
- ・ 自然学習や自然観察等の活用に適している、もしくは今後期待される空間である。

3. 生態系保持空間の設定について

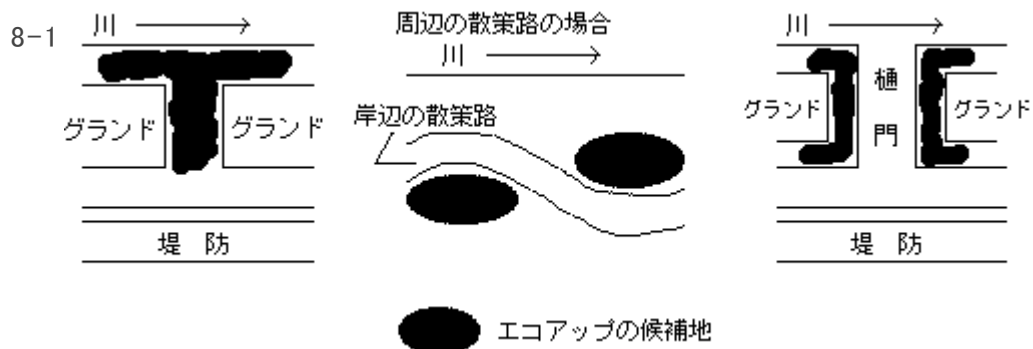
- ・ 現行区分で8空間として設定されており、現況において自然度の評価が高い。
- ・ 保全すべき貴重種の分布があったり、多摩川らしい自然環境がある。

4. 防護ラインより滞筋側の空間について

- ・ 水際の多様な環境を維持するために、ライン内の流れを束縛せずに川の自然な流れを大切にす
る空間である。
- ・ 治水対策が必要な場合は、環境に十分配慮して対策を行う空間である。

(8) 今後の機能空間のあり方について

今後は、自然環境の保全と秩序ある利用を図るため、以下のように新たにルールを設けて、環境の整備及び維持管理に努める。



人工系の空間

新たなルールとして

- 1.万人が使える日が適切にあること。
 - 2.裸地化を極力さける。
 - 3.農薬等は使用しないこと。
- などを設ける。

他に「リバーバイオコリドー」(案)によるエコアップも図る。

8-2 自然系の空間

新たなルールとして

		人の出入り	車両出入り	許認可	仮設工事	種等の保全対策
自然系空間	8. 生態系保持空間	原則禁止 専門家等は可	原則禁止 学術研究等は可	ミティゲーションの実施	ミティゲーションの実施	実施
	7. 情操空間	自由使用	原則禁止 学術研究等は可	配慮(ルール化する)	配慮(ルール化する)	必要に応じて実施
	6. 文化教化空間 5. 自然レク空間	自由使用	原則禁止	配慮	配慮	なし
	防護ラインより 滞筋側の空間	自由使用	原則禁止	配慮	配慮	なし

リバーバイオコリドーの整備イメージ(案)



「リバーバイオコリドー」のイメージ図

グランド等が連続する人工指向空間において、自然環境の観点から、例えば、グランドとグランドの間に樹木群(オニグルミやタチヤナギ等)や草類(ヨシやオギ等)を配置することで

- ・ 樹木群内部では、陽射が遮断され気温上昇が緩和されるなど、周辺とは異なった生物の生息環境が形成される。
 - ・ 連続した樹木群や草地は生物の移動経路となる。
 - ・ する落枝落葉は、底性動物の生息場所を形成する。
 - ・ ランドマークとしての効果があり、地域のシンボルとなる。
- などの効果が期待される。

図面等の閲覧について

1. 閲覧資料

- ・ 附図(機能空間区分等設定図)原案
- ・ 附図(河川工事環境)原案(平成12年9月14日時点)
- ・ 9月14日・第6回流域セミナー配布資料

2. 閲覧場所

- ・ 京浜工事事務所(河川環境課、多摩川上流出張所、多摩出張所、田園調布出張所)
 - ・ 多摩川センター(事務局、せせらぎ館など)
 - ・ 沿川自治体の17区市(担当課に配布予定)
- において閲覧ができるよう配置する予定です。

3. 図面等の閲覧期間

閲覧は、平成12年9月18日(月)(予定)から次回図面として修正される時点までとします。

4. 図面等に対する意見の収集

図面等に対する意見は、京浜工事事務所河川環境課においてFAXで受け付けます。

期間:平成12年9月18日(月)から10月6日(金)までとします。

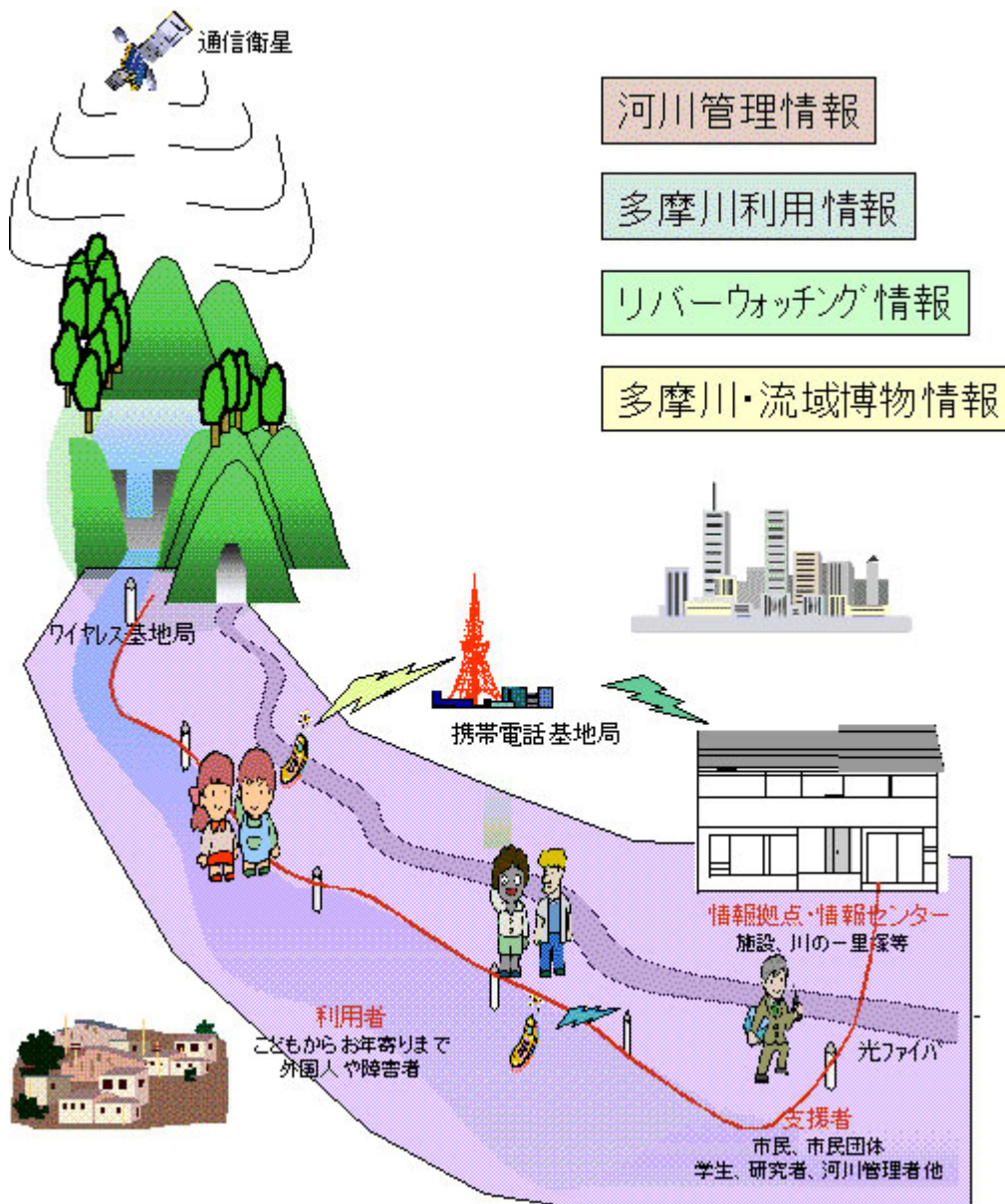
送付先:建設省京浜工事事務所 河川環境課 あて

横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1 〒230-005

TEL 045-503-4011 FAX 045-503-4010

多摩川流域リバーミュージアム(TRM)計画(案)について

● TRMのイメージ



1. 多摩川流域リバーミュージアムの概要

(1) 多摩川流域リバーミュージアムの背景

- ・ 現在策定作業中の多摩川河川整備計画において、重点目標の一つとして、あげられている。
- ・ 年間約2000万人が訪れる多摩川においては、河川に対する理解のなさからくる川らしさの破壊や利用者同士のトラブル等が発生しており、秩序あるふれあいの実現が急務となっている。
- ・ 誰もが流域の生物の多様性、自然の実態、歴史文化等を学習できるシステムが必要。
- ・ 河川管理に必要な情報を得るための高度モニタリングシステムの構築が必要。
- ・ 洪水時等における警報・水位変化・水防活動・避難状況等といったリアルタイムの情報の伝達・収集を行えるシステムが必要。
- ・ 光ファイバーの有効活用を図る。

(2) 多摩川流域リバーミュージアムとは

- ・ 「多摩川流域リバーミュージアム」とは、流域全体をリバーミュージアムと考え、情報通信ネットワークシステム等を開発・整備するハード的なものと、情報通信ネットワークのコンテンツ等を整備・維持するソフト的なものにより、流域の自然・歴史・文化・防災及び河川管理等の各種情報を

河川の現地において、携帯電話やモバイルコンピューター等によって提供・収集することで、誰もが多摩川の持つ価値を共有、そして学習などができるシステムである。

1. ハード的なもの

- ・ 情報通信ネットワークシステムの開発・整備
- ・ 河川ふれあい関連施設の整備
 - － 岸辺の散策路、川の一里塚、坂路、緑陰、河道外駐車場などの整備
 - － 利用施設のユニバーサルデザイン化
- ・ 市民活動拠点の整備

など

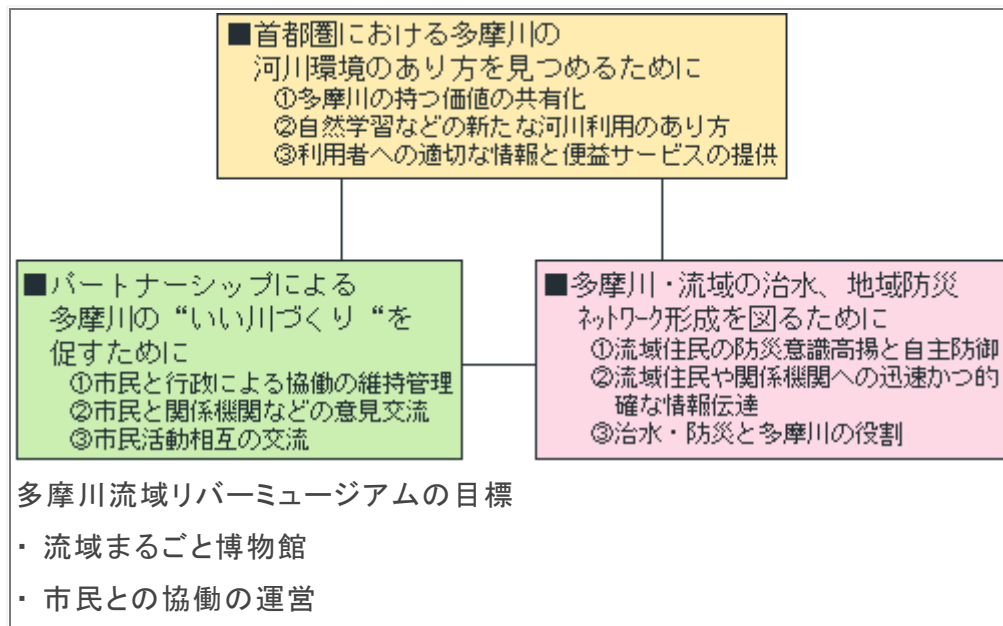
2. ソフト的なもの

- ・ 情報通信ネットワークのコンテンツの整備・維持
- ・ 「多摩川流域水辺再発見プロジェクト(仮称)」の構築
 - － 子供を主対象とした「水辺再発見プロジェクト(水辺の楽校を含む)」の推進
 - － 高齢者を主対象とした「水辺再発見プロジェクト」の構築
 - － 「河川ふれあい対策支援システム(仮称)」の構築

など

3. 支えるもの

- ・ 「多摩川水難事故防止協議会」など



(3) 多摩川流域リバーミュージアムの効果

- ・ 流域の詳細な情報を総括的に収集整理することで、よりきめ細かな多摩川の河川環境の保全と管理を図ることが可能になる。
- ・ 多摩川の利用者に適切な情報を提供すると共に便益サービスを提供できる。
- ・ 多摩川を舞台とした市民と市民、市民と行政等の意見交流の場が形成できる。
- ・ 自然学習や総合的学習等を通じて、次世代を担う子供たちは、「生きる力」を、高齢者の方々は「体力・気力・知力の充電」を享受することができる。

- ・流域の治水・防災ネットワークの形成が図れ、災害時におけるリアルタイムマネジメント(即時対応)、シビルディフェンス(自主防御)機能のアップが可能となる。

2. 多摩川流域リバーミュージアムのゾーン区分と拠点地区の設定

- ・多摩川流域のうち、まず直轄管理区間を先行する。
- ・多摩川の直轄管理区間を沿岸地域と河川環境の特徴から大きく4つのゾーンに区分する。
- ・沿線の主要な河川管理施設、自然・歴史文化資産等の分布状況、利用状況、交通機関からのアクセス、及び地域的なバランスなどを考慮して多摩川流域リバーミュージアム活動の拠点となる地区を10地区設定する。
- ・拠点地区の領域は、特に多摩川の新しい見方と市民との係わり方を提案するため左右岸を一体的にとらえ展開することを基本とする。
- ・「多摩川流域リバーミュージアム計画」を推進するため、モデル地区を「狛江・宿河原地区」として、H12年度から具体的な検討を行い、H13年度から試行運用を開始する。

ゾーン区分	拠点地区	主な資産	摘要
多摩川河口ゾーン	1. 六郷・大師地区	<ul style="list-style-type: none"> ・羽田漁港、本羽田公園 ・干潟、河港水門 ・戸手地区スーパー堤防 	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥観察デッキ ・考古資料館 ・川崎市市民ミュージアム ・フィールドミュージアム構想(市民) ・川崎エコミュージアム ・狛江水辺の楽校 ・調布スーパー堤防 ・ワンド ・多摩川ふれあい教室 ・多摩モノレール ・自然観察路
	2. 調布・等々力地区・多摩川台公園	<ul style="list-style-type: none"> ・調布堰、六郷用水 ・等々力緑地 	
多摩川下流(四ヶ領用水)ゾーン	3. 二子玉川地区	<ul style="list-style-type: none"> ・二子玉川地区再開発、公園整備構想 ・兵庫島公園 	
	4. 狛江・宿河原地区	<ul style="list-style-type: none"> ・宿河原堰、せせらぎ館 ・二ヶ領用水 ・西河原公園 	
	5. 調布・上河原地区	<ul style="list-style-type: none"> ・上河原堰、二ヶ領用水 ・石原流量基準点 ・調布多自然型緑地 	
多摩川中流(府中・大丸用水)ゾーン	6. 府中・稲城・多摩地区	<ul style="list-style-type: none"> ・府中郷土の森公園 ・大丸用水堰、大丸用水 ・大栗川合流点 	
	7. 国立・立川・日野地区 ・府中用水取水口	<ul style="list-style-type: none"> ・立川公園、残堀川合流 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 日野東町スーパー堤防
多摩川上流(玉川上水・昭和用水)ゾーン	8. 昭島・福生・秋川地区 ・ 昭和用水取水口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋川合流点 ・ 滝山自然公園
	9. 羽村地区・羽村取水堰、水神社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玉川上水 ・ 羽村郷土博物館
	10. 青梅地区・釜の淵公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青梅郷土博物館 ・ 河岸段丘

